

平成廿四年一月廿二日

# 研究資料

第二号

Version 1.0

須佐御土史研究会

東京部会

## 序文

享保丙午十一年（一七二六）八月七日から十一日までの五日間の間に、須佐で起こった「唐船打潰し事件」に関連する文書が増野家文書の中にありますので、それを勉強してみましょう。文書は三通あります。

第一の文書（整理番号12袋五）は文化丁卯四年（一八〇七）七月に萩藩から益田家へ出された沙汰書とそれに対する益田家中の対応を記録したものです。これは山口文書館所蔵の「益田吉十郎房清代異国船漂来之節手当仕組 文化四年改（整理番号 巨室25益田家軍役仕組）」と同じ時期の文書であるところから、この時の益田家の仕組改正案は、増野家文書に残されている萩藩からの沙汰書に基づいて策定することになった事が判ります。

時恰も一七七〇年代に入ると、ロシア船が日本に來航して通商を求めるようになりました。一八〇〇年代に入るとこれにイギリス、オランダなどが加わり、幕府にとって海防問題は漸く重大化し、日本外交が新しい局面を迎えた時でした。萩藩の沙汰書もこの様な日本を取り巻く情勢から出されたものです。

萩藩は益田家に対して、児玉百合八郎（惣郷）、榎本遠江（宇田）、益田隼人（木与）の各家と連携して北浦の防衛を強化し、異国船

追払いを命じていますが、享保十一年の唐船打潰し事件から一年も経って居り、沙汰書には「出張之節武具用意勿論ノ二候へ共先者陳羽織或はノ獵支度・火事支度等ニ而ノ可然候事」などと呑気な事が書かれており、益田家中の手当も組頭は陣羽織着用と記すなど、余り緊張感がありません。ロシア船の來航は未だ遠い蝦夷地の話だったからでしょうか。

第二の文書（整理番号 6袋十二）には第一の文書に記録されている萩藩からの沙汰書が出された背景や申渡された時の状況が記されています。急場の間合うよう、人割りなどを改め、組頭以下配下の下々まで徹底し、何時でも出陣できるようにせよと言う家中への通達の記録です。

第三の文書（整理番号 8袋二十）は七月九日付で宅野太郎左衛門が栗山半左衛門に宛てた書状（私信）です。年代は判りませんが、その前日に須佐へ唐船が漂着したが、石州の方へ去った事が記されています。再び舞い戻って来るかも知れない。けれども、決していきなり打払う訳ではないから、良く見極める迄は、暫役を出して置けばよく、「御身柄帰宿可被仰付候間」左様お心得下さいという内容になっています。

（栗山記）

# 目次

「公儀より御内輪江御沙汰之覚」	(整理番号	12袋五)	.....	6頁
「無題(益田家中への沙汰書)」	(整理番号	6袋十二)	.....	12頁
「栗山半左衛門宛 宅野太郎左衛門書状」(整理番号	8袋二十)	.....	15頁	

# 凡例

一、原則 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

異体字は常用漢字を用いる。 例 〃**カ**(等)、**支**(事)、**迄**(迄)

変体仮名は原文通りとする。 例 〃者(は)、幾(き)、茂(も)、与(と)、

尔(に)、江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。

助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、二而(二て)、**え**ニて、候得共(候え共)、二付

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

例 〃より、トモ、トキ、として(々)、など。

但し、活字があるものは原文の通り。例 廿、李、など

繰り返しの表記 漢字 〃々、仮名 ヷ、二字以上 /、

一、文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

返り点は使用しない。代わりに難読箇所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPにヨミ表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し xカ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

意味不明の場合は(ママ)を付す。

あて字には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍力)と注記する。

一、欠字、虫損、その他判読不能箇所

欠字は 〃で表す。字数が確認出来るときは 〃で文字数だけ 〃で埋める。字数が判らないときは 〃〃で示す。推読可能な欠字は 〃に推読文字のルビを打ち xカ と表記する。

判読不能箇所は 〃〃で示す。

虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

推読箇所は同じく 〃〃で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、抹消部分

抹消部分は読解しない(含)、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など(

一、氏名・地名など固有名詞の連記には中黒)・(を付け区分する。

一、朱書、後筆、付箋など

該当部分を「で囲み、封紙ウラ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、別紙などと注記して表記する。

一、花押・印章など

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは印で表す。

一、注釈

人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け頁毎に脚注を付ける。

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

一、出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上



後、海内輪江御沙汰之覺

北浦江異國船漂流之節  
手當之儀者兼而御沙汰之旨  
弥以怠有之間敷事  
但領分境より奈古村切通シ迄之間八  
児玉百合八郎<sup>注1</sup>・榎本遠江<sup>注2</sup>・益田隼人<sup>注3</sup>  
知行所有之事二付 相応人数  
差出候様御沙汰相成候 然共人数及  
不足儀茂可有之二付 須佐領より  
人数指出 申合取計可有之候 若  
其領内二おみて及異議節 右面々  
よりも遂加勢候様 其沙汰相成  
候条 令一和申談肝要之事

増野家文書 整理番号 1袋五  
公儀より御内輪江御沙汰之覺

北浦江異國船漂流之節

手當之儀者兼<sup>かねて</sup>而御沙汰之旨  
弥<sup>いよいよもって</sup>以怠有之間敷事

但領分境より奈古村切通シ迄之間八  
児玉百合八郎<sup>注1</sup>・榎本遠江<sup>注2</sup>・益田隼人<sup>注3</sup>  
知行所有之事二付 相応人数  
差出候様御沙汰相成候 然共<sup>しかれども</sup>人数及  
不足儀茂可有之二付 須佐領より  
人数指出 申合取計可有之候 若  
其領内二おみて及異議節 右面々  
よりも遂加勢候様 其沙汰相成  
候条 令一和申談肝要之事

\* 1 児玉百合八郎 = 寄組。2,243石。奥阿武惣郷、小郡下津令、前大津三隅、先大津新別名大迫内大原 等。  
\* 2 榎本遠江 = 寄組。2,234石。榎本親信（文政6.09.04没）吉田津布田、舟木木田、美祢赤村、奥阿武宇田等。  
\* 3 益田隼人 = 寄組。1,086石。益田就雄（文政10.04.12没）奥阿武木与、小郡小侯。

一 沖相動如人法甚長八十亦全建  
 蕨被遂注進 尚御代官所・御番所  
 江茂可被申達候事  
 異船見懸候歟 又者御代官所<sup>注1</sup>・  
 御番所役<sup>注2</sup>より物音<sup>注3</sup>有之候節八 孰  
 にも早速居合之人数并有合之<sup>ありあわせの</sup>  
 大筒・小筒等差出 海手警固  
 可有之候事  
 但人数并鉄炮数等成丈多く  
 手當之事  
 付り 獵師其外地下人杯相加へ  
 候儀も勝手次第不苦候 何分  
 人数不被見透様相備 兎角  
 耳目を驚し候心得專一之事  
 耳月と云ふ一以知路也  
 耳月と云ふ一以知路也

一 沖相<sup>沖合</sup>異船見<sup>見受</sup>請候節八 其所より早速

蕨被遂注進 尚御代官所・御番所  
江茂可被申達候事

一 異船見懸候歟 又者御代官所<sup>注1</sup>・

御番所役<sup>注2</sup>より物音<sup>注3</sup>有之候節八 孰

にも早速居合之人数并有合之<sup>ありあわせの</sup>

大筒・小筒等差出 海手警固

可有之候事

但人数并鉄炮数等成丈多く

手當之事

付り 獵師其外地下人杯相加へ

候儀も勝手次第不苦候 何分

人数不被見透様相備 兎角

耳目を驚し候心得專一之事

\* 1 御代官所 = 吉部(きべ)の奥阿武代官所。  
 \* 2 御番所 = 江崎の番所。  
 \* 3 物音 = 知らせ。

一 出陣之儀者 具明定分給  
 二 先者陳羽織或  
 三 獵支度 火事支度等二而  
 可然候事  
 一 萬一異船より致上陸 手向候様  
 相見候ハ、 勿論防方可有之候 無さなき  
 左内者 場所警固之心得最ニ候事  
 但諸給領思ひ、二無之候様  
 互ニ助合候儀 可為肝要候事  
 一 注進之上 萩より御人数被差出候ハ、  
 何分任指圖 令進退候様可有  
 之候事  
 一 朝鮮船之儀者 每度漂流

- 一 出陣之儀者 具明定分給
- 二 先者陳羽織或
- 三 獵支度 火事支度等二而
- 可然候事
- 一 萬一異船より致上陸 手向候様
- 相見候ハ、 勿論防方可有之候 無さなき
- 左内者 場所警固之心得最ニ候事
- 但諸給領思ひ、二無之候様
- 互ニ助合候儀 可為肝要候事
- 一 注進之上 萩より御人数被差出候ハ、
- 何分任指圖 令進退候様可有
- 之候事
- 一 朝鮮船之儀者 每度漂流

\* 陳羽織 = 陣羽織。

有之唐船等も別二漂流有之  
事二候条率忽荒増之作廻  
有之間敷事

右急場為心得申達候 此外何分  
時宜二随ひ取計可有之 尤地下  
人心得等之儀 御代官所へ御沙汰  
相成候事

文化四丁卯  
七月

右之通り公儀より御内輪江御沙汰  
相成候

御内輪御手當左之通り

有之唐船等も別二漂流有之  
事二候条率忽荒増之作廻  
有之間敷事

右急場為心得申達候 此外何分  
時宜二随ひ取計可有之 尤地下  
人心得等之儀 御代官所へ御沙汰  
相成候事

文化四丁卯  
七月

右之通り公儀より御内輪江御沙汰  
相成候

御内輪御手當左之通り

\* 1 別二 = 別而？  
\* 2 公儀 = 萩本藩。  
\* 3 = 「控」の異体字。手偏に只と書かれている。「様」ではないかという異見もある。

一 沖相小筒打方

陳羽織着用

組頭 壹人

手付 證人

組侍 壹人

徒者 壹人

右乘船漁船 壹艘

但 舩子 四人

外 二通ひ船・漁船 壹艘

但 舩子 貳人

此分手付證人乗組せ 鉄炮

持參 其外組頭自身召連レ候

家人をも見計を以 頭船・通ひ

船等乗組可申付候事

一 沖相小筒打方

陳羽織着用

組頭 壹人

手付 證人

組侍 壹人

徒者 壹人

右乘船漁船 壹艘

但 舩子 四人

外 二通ひ船・漁船 壹艘

但 舩子 貳人

付り 此分手付證人乗組せ 鉄炮

持參 其外組頭自身召連レ候

家人をも見計を以 頭船・通ひ

船等乗組可申付候事

打方  
組侍  
拾弍人

右乘船漁船四艘  
但乘組壹艘三人宛  
内老人小頭兼帶注  
付り 壹艘二付舸子四人  
外 通ひ船漁船壹艘  
但舸子弍人

此通ひ船江組侍壹人  
鉄炮持参二而乗組可被  
仰付事

文化四丁卯  
七月

右御内輪御手當之内入用品計り  
書写候事

\*兼帶 = 兼任。

此節蝦夷地江異国船来着  
 及狼藉候二付 南部太膳大夫殿<sup>注1</sup>・  
 佐竹右京大夫殿<sup>注2</sup>より御人数被差出  
 御目附衆・御使番衆を茂被差越  
 且南部殿・津輕越中守殿<sup>注3</sup>御暇被下  
 御歸国之由 只今二而者 奥地計り  
 之事二候へ共 右異国船一・二艘  
 之儀二而も無之趣二相聞候 若  
 浦々<sup>注4</sup>御手當之御沙汰可有之哉も  
 不相知候由 旁江戸より申来候事  
 不道可申候事心成候事

増野家文書 整理番号 六袋一の十二

無題（益田家中への沙汰書）

此節蝦夷地江異国船来着

及狼藉候二付 南部太膳大夫殿<sup>注1</sup>・  
 佐竹右京大夫殿<sup>注2</sup>より御人数被差出  
 御目附衆・御使番衆を茂被差越  
 且南部殿・津輕越中守殿<sup>注3</sup>御暇被下  
 御歸国之由 只今二而者 奥地計り  
 之事二候へ共 右異国船一・二艘  
 之儀二而も無之趣二相聞候 若  
 浦々<sup>注4</sup>御手當之御沙汰可有之哉も  
 不相知候由 旁江戸より申来候事

\* 1 南部大膳大夫 = 陸奥盛岡藩第 11 代藩主、南部利用（としもち）文化 4.12.19 ~ 文政 4.08.21。享年 15 才。2 0 万石。  
 \* 2 佐竹右京大夫 = 久保田藩（秋田藩）第 7 代藩主、佐竹義和（明和 8 ~ 文化 12）2 0 万石。  
 \* 3 津輕越中守 = 弘前藩（津輕藩とも）第 9 代藩主、津輕寧親（宝暦 11 ~ 天保 4）。1 0 万石。  
 \* 4 浦々 = 須佐の浦々

右之通御當職所江呼出二而 唐  
 船方より渡方相成 尚又飯田  
 孫兵衛殿内々被申趣八 右之御沙汰も  
 可有之 兼而於御内輪も御手當  
 被仰付可有之儀と存候 然時者  
 尚又御請方御支配々々江御沙汰  
 相成居 可然存候通被申候事

前書之趣二付而八 前廉御  
 人数御手當も被仰付有之儀二  
 候得共 其節之御人割二而八 相違も  
 有之 當時急場之御間も相兼候様  
 可有之 只今出張等被仰付儀二而八

右之通御當職所江呼出二而 唐  
 船方より渡方相成 尚又飯田  
 孫兵衛殿内々被申趣八 右之御沙汰も  
 可有之 兼而於御内輪も御手當  
 被仰付可有之儀と存候 然時者  
 尚又御請方御支配々々江御沙汰  
 相成居 可然存候通被申候事

前書之趣二付而八 前廉御  
 人数御手當も被仰付有之儀二  
 候得共 其節之御人割二而八 相違も  
 有之 當時急場之御間も相兼候様  
 可有之 只今出張等被仰付儀二而八

一、  
 若危急之期二至候而八  
 組頭中八不及申 支配々々末々二至迄  
 火急之期二至候而も 不及御沙汰  
 何時茂出張相成候覚悟二罷居  
 候様 行届御沙汰相成候様 従萩  
 申来候事  
 文化四丁卯  
 七月上旬

無之候得共 若危急之期二至候而八  
 御間も相申間敷まもあいもつすまじく 早速人割等相改  
 組頭中八不及申 支配々々末々二至迄  
 火急之期二至候而も 不及御沙汰  
 何時茂出張相成候覚悟二罷居  
 候様 行届御沙汰相成候様 従萩  
 申来候事

文化四丁卯  
 七月上旬

飛札致啓達候 昨朝  
来須左(佐) 冲江唐船  
漂流被相見候 阿ちら  
こちらと致候様相聞候  
此内より下之關邊迄も  
通り候様被相聞 右二付  
追々物頭衆被差出  
候処申参り候 今朝  
之後者 北之方江  
流候而 石州地江越シ  
候様相聞江候 此上  
自然又々須左(佐) 冲  
抔江参り 須左(佐) 入津  
抔仕御見分之上

増野家文書 整理番号 八袋二十

## 栗山半左衛門宛

### 宅野太郎左衛門書状

\* 1 飛札 = 急ぎの手紙

\* 2 自然 = 万が一。

栗山半左衛門様

七月九日

宅野太郎左衛門

者、候所、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候  
御事、御座候

不分りの船二候時者

決而打拂被仰付との

御事二御座を<sup>衍字か?</sup>御座

候時八 暫役被差出

御身柄帰宿可被仰付

候間 兼而其御心得

肝要之儀存候故

為御知せ 謹言<sup>たてまつり</sup>上候

恐惶謹言

宅野 太郎左衛門

七月九日

栗山 半左衛門 様